

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ガイドライン」
を踏まえた預金規定の改定のお知らせ

平素は、尾西信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ガイドライン」を踏まえ、預金規定を改定しますので、お知らせいたします。

この改定に基づき、当金庫は、2020年4月1日より、お客さまとの新規取引開始時に加え、既にお取引のあるお客さまにおかれましても、お取引の内容や状況等により、お客さまに関する情報、口座の利用目的等につきまして詳細に確認等をさせていただく場合がございます。また、新規取引開始時に在留カード等にて、在留期間、在留資格等を確認させていただいておりますが、既にお取引があるお客さまについても在留期間、在留資格等を更新された場合は、新たな在留カード等をご提示いただきますようお願いいたします。

なお、当金庫からの情報、資料の提出等の依頼要請に適切にご対応いただけない場合や提供いただいた情報、資料等の内容によっては、お取引の制限やお取引をお断りさせていただく場合がございます。何卒、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 改定する預金規定

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・当座勘定規定（一般用） ・普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定 ・通知預金規定 ・財産形成預金共通規定 ・定期積金（スーパー積金）規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・当座勘定規定（専用約束手形口用） ・定期預金共通規定 ・定額複利預金共通規定 |
|---|---|

2. 主な改定内容

以下の条項の下線部分を新設・追加します。対象となる預金規定も同様の改定を行います。

（届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等）

（1）個人のこの預金の取引において、通帳（証書）や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

（2）個人以外のこの預金の取引において、通帳（証書）や印章を失ったとき、または印章、名称、所在地その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

（3）（4）省略

（取引の制限等）

（1）省略

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。また3年以上利用のない預金口座についても同様の取扱とします。

（3）日本国籍を保有せず在留期限のある預金者で本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫所定の方法により届出てください。また、届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。なお、当該預金者が当金庫に届出した在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（4）前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

以上

